

平成29年度予算総額1048億4000万円を可決したほか  
議員提出議案「熊谷市手話言語条例」などを可決

施政方針等の概要

初日（3月1日）の本会議では、市長から次のような施政方針演説と予算等の概要説明が次のとおりありました。

「平成29年度は、第一次総合振興計画の最終年度に当たり、総仕上げの年として、目標達成に向けた施策を重点的に実施する。

現在、策定作業を進めている第二次総合振興計画についても、市民のニーズをしつかりと受け止め、本市の強みと課題を的確に把握し、人口減少を克服し、将来にわたって輝き続ける都市であるために必要な政策を盛り込む。

また、29年度は、私の任期の最終年であり、市民の皆様と約束した「ひとを大切に」、「まちを元気に」、「みらいを拓く」を基本姿勢とした55の政策提言についても、達成に向けて、引き続き全力を挙げて取り組む。

ラグビーワールドカップ2019開催まで2年半と

なった。大会の成功とともに、国内外から来訪される多くのお客様を安全、快適にお迎えできるよう、市民や関係機関の皆様と準備を進めていくとともに、大会が本市にもたらす効果を意識し、より多くのレガシーが創出される施策を推進していく。

新年度予算は、ラグビー

ワールドカップ関連道路や生活道路の整備など地域経済の活性化につながる事業や、文化センター耐震補強工事および小学校屋内運動場建築工事など防災、安全対策のほか、認可保育施設や放課後学童保育室など子育て支援策へ重点配分を行い、**一般会計**は、**総額643億円**で、特別会計等を含む総額は、**1048億4千万円**である。主な事業は、**「ラグビーワールドカップ2019の推進」**として、大会開催に向けた2年前イベントや輸送交通、ファン・ゾーン等各種基本設計の策定、「歩行者案内施設整備事業」等、**総合戦略の「出産・子育て支援」と**

して、出産や子育てに関するワンストップ相談窓口を設置する「子育て世代包括支援センター運営事業」、専任職員を配置する「地域子育て支援拠点充実事業」、小学生まで対象を拡大する「学習支援充実くまなびスクール事業」、**総合戦略の「転入・定住促進」と**して、「三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業」、「奨学金利子支援事業」、**総合戦略の「雇用促進」として**「企業誘致推進事業」、「暑さ対策事業」として、「熊谷さくら運動公園日陰創出事業」、地域への熱中症予防の啓発を行うための「地域へ発信！中学生サポーター事業」等、「**市民協働事業**」として、「地域猫活動推進事業」、「面会交流支援事業」、「**防災対策・安全対策**」として、「空き家等対策事業」、「**消防団後方支援隊設置事業**」、「**環境対策**」として、「あっぱれ・天晴・太陽光発電等普及推進事業」、「**道路対策・交通対策**」として、「通学路交通安全対策事業」等、「**商**

工振興」として、「プレミアム付き商品券発行事業」、「**街路灯リニューアル支援事業**」、「**スポーツ・観光交流**」として、「**新観光協会運営支援事業**」、「**全国ご当地うどんサミット支援事業**」、「**教育・文化**」として、「**小学校・中学校校舎大規模改造事業**」、全小中学校を対象に洋式化等を図る「**小学校・中学校トイレ整備事業**」等、「**行政サービスの向上**」として、道路や公園施設の破損防犯灯の故障等について、スマートフォンから市民が簡単に通報できる「**道路等通報システム事業**」等を実施する。

**平成28年度補正予算案**は、一般会計において、「**高齢者施設防犯対策支援事業**」や「**放課後児童対策事業**」等を計上した。

このほか、**一般議案**として、保護重点区域内におけるホテルの捕獲等を防止する措置の強化を図るため「熊谷市ホテルの保護に関する条例の一部を改正する条例」などを提案する。」

## 審議の概要

初日(3月1日)の本会議では、条例案1件について承認し、新年度予算案や補正予算案、条例案が上程され、3月6日の本会議では、次の議案について質疑が行われました。

○熊谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○熊谷市立体施設条例の一部を改正する条例

○熊谷市人事行政の運営等の状況を公表に関する条例の一部を改正する条例

○熊谷市空家等対策協議会条例

○平成29年度熊谷市一般会計予算から「マイナンバー制度システム整備事業」、「マイナンバーカード等交付事業」、「認知症検診事業」、「総合戦略」地域子育て支援拠点充実事業」、「総合戦略」産後ケア事業、「合併処理浄化槽維持管理費補助事業」、「ごみ減量対策事業」、「プレミアム付き商品券発行事業」、「新観光協会運営支援事業」、「まつりのまち熊谷」伝統行事等支援事業、「道路整備事業」、「総合戦略」池上地区「道の駅」整備事業

○平成28年度熊谷市一般会計

補正予算から「高齢者施設防犯対策支援事業」

(※質疑と答弁の内容は、市ホームページに掲載する会議録やインターネット中継(録画放映)でご覧になれます。)

その後、各議案は所管の常任委員会に付託されました。

7日には、総務文教常任委員会および環境産業常任委員会において、8日には市民福祉常任委員会および都市建設常任委員会において、付託された議案についてそれぞれ慎重な審査が行われました。

最終日(3月21日)の本会議では、各常任委員長から案件審査の経過および結果が報告され、質疑、討論の後採決を行い、市長提案議案を全て原案どおり可決しました。また、追加の議員提出議案2件を原案可決、追加の人事議案1件に同意し、3月定例会は閉会しました。(詳しくは、4ページの平成29年第1回定例会審議結果をご覧ください。)

### 熊谷市手話言語条例を可決

3月21日の本会議において、議員提出議案として本条例が提出され、審議の結果、議員全員の賛成により、可決しました。

### 熊谷市手話言語条例(平成29年4月1日施行)

※一部抜粋して紹介します。

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する手話は、日本語と同様の一つの言語である。ろう者は物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解するために、また、知識を蓄えて文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、長い間手話は言語として認められず、ろう者は様々な不便や不安を感じて暮らしてきた。このような経過の中で、近年、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語には手話を含むことが明記された。

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくりを進める熊谷市において、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築すること、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 手話の普及の促進は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生し、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備を行うよう努めるものとする。

#### (手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、前条の規定により策定した方針に基づき、ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができると協力をし、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

#### (事業者への支援)

第9条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。